### ◎公立義務教育諸学校の学級編制及び

### 教職員定数の標準に関する法律の一

#### 部を改正する法律

(平成二〇年三月三一日法律第六号)

## 

御説明申し上げます。 部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を 教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一 ○渡海国務大臣 このたび政府から提出いたしました公立義務

す。

図るため、主幹教諭を学校に置くことができることとされまし 学校教育法が改正され、学校の組織運営体制の充実を

う業務の量が特に多い学校においては、教職員の数を加算する 期課程のうち、当該学校が抱える課題が大きく、主幹教諭が担 この主幹教諭を置く小学校、中学校または中等教育学校の前

上げます。

ります。 されている役割を十分果たすことができるようにする必要があ ことにより、その負担を軽減し、主幹教諭が学校の運営上期待

るものであります。 学校に関する教職員定数の算定について特例を定めることとす る教職員の配置の適正化を図るため、主幹教諭を置くこれらの この法律案は、このような観点から、公立の小学校等におけ

と、主幹教諭を置く小学校等の運営体制の整備について特別の

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます

配慮を必要とする事情として政令で定めるものがある場合に、 教職員の数を加算できることを規定するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でありま

お願いいたします。 何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますよう

# 二、衆議院文部科学委員長報告(平成二〇年三月二五日)

て、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し ○佐藤茂樹君 ただいま議題となりました法律案につきまし

法律 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する 本案は、昨年改正された学校教育法におきまして、学校の組

法律 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する

きることとされたことに伴い、公立の小学校、中学校及び中等(株舗運営体制の充実を図るため、主幹教諭を学校に置くことがで(果

する特例を定めるものであります。め、主幹教諭を置くこれらの学校に係る教職員定数の算定に関教育学校の前期課程における教職員の配置の適正化を図るた

行い、討論の後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案の部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る二十一日質疑を本案は、三月十四日本委員会に付託され、同月十九日渡海文

以上、御報告申し上げます。とおり可決すべきものと議決した次第であります。

三、参議院文教科学委員長報告(平成二〇年三月三一日)

て、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上○関口昌一君─ただいま議題となりました法律案につきまし

整備するものであります。 整備するものであります。 を備するものであります。 を開けていて特別の配慮を必要といったの学校の運営体制の整備について特別の配慮を必要といった。 というの学校の運営体制の整備について特別の配慮を必要といった。 というの学校の正常の過正化を図るため、主幹教諭を置いませる。 というのであります。

委員会におきましては、主幹教諭の役割と定数加配措置の効

た て御承知願いたいと存じます。 性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によっで 果、教員給与の在り方、更なる定数改善と教育予算拡充の必要

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二○年三月三一日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について

改訂学習指導要領の円滑な実施等を図るため、教職員定数の一、習熟度別指導や少人数教育の拡充、教員の事務負担軽減、特段の配慮をすべきである。

改善に努めること。

いて、「子どもと向き合う時間の確保」にどの程度効果があっ措置・七千人の非常勤講師配置・学校支援地域本部事業につ二、平成二十年度予算で措置される、千百九十五人の定数改善

高まっていることから、法の趣旨を踏まえた教員給与の充実の意義は、大量退職・大量採用時期を迎えた今日、ますます三、教職の専門性・重要性を踏まえ立法化された「人材確保法」

たか、その検証に努めること。

超過勤務の実態を踏まえた、給与措置とそのための財源確保に努めること。あわせて、四十年前と比較して増大している

石決議する。
ては、管理者による過重労働の対策に万全を期すこと。
では、管理者による過重労働安全衛生法の完全実施に当たっに努めること。